特定非営利活動法人　名古屋市里親会こどもピース　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人名古屋市里親会こどもピースという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を名古屋市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は里親精神の普及啓発を図り、社会的養護の必要な子ども達に対するより良い環境づくり、里親制度の拡充・充実、地域社会での理解の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　子どもの健全育成を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（４）　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（５）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　里親家庭及び里親家庭で育つ子どもの交流・支援事業

（２）　里親に対する知識・技術の調査・研究及び共育事業

（３）　里親制度の普及・啓発に関する事業

（４）　関係の機関や団体との情報交換及びネットワークの構築事業

（５）　里親大会並びに研究会等の開催に関する事業

（６）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員　この法人の目的に賛同する個人、家庭及び団体。

（２）　里親会員　この法人の目的に賛同する登録里親。

（３）　賛助会員　この法人の目的に賛同し、本法人の事業を援助する個人及び団体。

（入会）
第７条　正会員の入会については、特に条件を定めない。
２　正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
４　その他の会員の入会方法については代表理事が別途これを定める。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）　退会届の提出をしたとき。
（２）　継続して２年以上会費を滞納したとき。
（３）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（４）　除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　この定款等に違反したとき。
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
（１）　理事　４人以上
（２）　監事　１人以上
２　理事のうち、１人を代表理事、３人以内を副代表理事とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

２　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は前２項の規定に関わらず、後任者の選任されていない限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（顧問等）

第１８条　この法人は、顧問、参与を若干名置くことができる

２　顧問、参与は理事会の承認を経て、代表理事がこれを委嘱する。

（解任）

第１９条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する

ことができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第２０条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第２１条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）

第２２条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２３条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２４条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び予算

（５）　事業報告及び決算

（６）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）　入会金及び会費の額

（８）　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）その他の運営に関する重要事項

（開催）

第２５条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）　正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２６条　総会は、第２５条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、第２５条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２７条　総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が総会を欠席した場合には、その総会に出席した理事の中から選出する。

（定足数）

第２８条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会本人出席者数の３分の２以上の承認により議題とすることができる。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第３０条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２８条、第２９条第２項、第３１条第１項第２号及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的記録表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
（２）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）　社員総会の決議があったものとみなされた日
（４）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３４条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　代表理事が必要と認めたとき。
（２）　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
（３）　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３５条　理事会は代表理事が招集する。
２　代表理事は、第３４条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３６条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第３７条第２項及び第３９条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金が生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併
（５）　破産手続開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の所属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	奥田　初恵
副代表理事	杉田　真
副代表理事	日江井　孝司
副代表理事	井上　峰子
理事	杉江　健二
理事	小池　裕之
理事	坂倉　敦子
理事	小川　貴子
理事	遠藤　遥
理事	松原　悟

理事　　古田島　あかね
理事　　西村　真依子
理事　　櫻井　舞華

監事　　今井　慎二
監事　　林　洋一郎

3　この法人の設立当初の役員の任期は第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和４年６月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から令和４年３月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（1）　正会員　　入会金０円　　年会費１２,０００円
（2）　賛助会員　入会金０円
　　個人・家庭　　年会費１口２,０００円　２口以上
　　団体　　年会費１口１０,０００円　１口以上

附則
1　この定款は、令和８年８月 25 日から施行する。